



## たき火・野焼きによる火災に注意を！

須坂市消防本部管内では、毎年、たき火・野焼き等による火災が発生しています。火災の代表的な原因は以下のとおりです。

- ◆風が強く乾燥した日にたき火や野焼きを行い、風にあおられて周囲に延焼
- ◆消火の確認をせずその場を離れ延焼



## 消防署への届出について

屋外でたき火・野焼き等火を取り扱う際は事前に消防署へ次の届出が必要です。  
「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届」

この届出は、誤報による消防出動などを避けるためで、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。(野焼きの禁止については裏面参照)

気象状況により危険と判断される場合や、煙・異臭等の苦情、煙等による交通への影響があった場合は、焼却の禁止・制限・消火等をお願いすることがあります。



## 屋外で火を取り扱う際、次のことに注意しましょう！

- 1 事前に消防署へ届出をする。(実施する市町村の消防署・分署へ。電話届出可)
- 2 空気が乾燥しているときや風の強いときは行わない。
- 3 すぐ消火できるよう水などを用意する。
- 4 できるだけ複数人で行う。
- 5 あらかじめ近隣の方の了解を得るなど配慮する。
- 6 付近住民の迷惑や交通障害にならないよう行う。
- 7 一度に多量の焼却は行わない。
- 8 着火しにくい服装で実施する。
- 9 焼却中は、その場を離れない。
- 10 焼却後、必ず消火を確認する。(完全消火)
- 11 夜間の焼却は行わない。(午後3時まで終了)
- 12 急激に燃え広がるなど、消火できなくなった場合は、すぐに119番通報する。



